

議案第 12 号

平成 27 年 4 月 1 日の教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

平成 27 年 4 月 1 日の教育委員会規則の整備に関する規則の新設について、別紙のとおり提出します。

平成 27 年 3 月 16 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

◇平成27年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

教育行政を適正かつ円滑に執行するため、教育委員会事務局の組織の改正その他の所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の規則について、平成27年4月の組織改正に伴い、所要の改正を行う。

ア 鳥取県教育委員会事務局等組織規則及び鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正

(ア) いじめ・不登校に関する生徒指導に関する事務を小中学校課からいじめ・不登校総合対策センターに移管する。

(イ) 教育相談に関する事務等を教育センターからいじめ・不登校総合対策センターに移管するとともに、教育センターの教育相談課を廃止し、研修企画課を教育企画研修課に改める。

(ウ) 高等学校課内に近畿高等学校総合文化祭室を設置する。

(エ) 教育センターに必要があると認めるときは、指導主査の職を置く。

(オ) その他所要の規定の整備を行う。

イ 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正

技術職員に造園技師の職を加える。

(2) 次の規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県教育委員会会議規則

イ 鳥取県教育委員会傍聴規則

ウ 教育長に対する事務の委任等に関する規則

(3) 次の規則について、教育職員免許法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則

イ 鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則

(4) 公聴会を開催しないこととすることに伴い、鳥取県教育委員会公聴会規則は、廃止する。

(5) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

平成27年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 号

平成27年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校(幼稚園を除く。<u>以下同じ。</u>)の教職員の給与(退職手当及び国庫負担金に関するものを除く。)に関する事。</p> <p>(7)～(22) 略</p> <p>教育環境課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市町村立学校及び市町村立幼稚園の施設整備に係る補助事業に関する事。</p> <p>小中学校課</p> <p>(1) 市町村立学校及び市町村立幼稚園の設置、廃止及び管理の指導に関する事。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 市町村立学校(特別支援学校を除く。)及び市町村立幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導(いじめ・不登校に関するものを除く。)及び職業指導に関する事。</p> <p>(7) 市町村立学校(特別支援学校を除く。)の教科用図書及び教材の取扱いに関する事。</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>特別支援教育課 略</p>	<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校(幼稚園を除く。<u>第17号、第19号及び第20号、小中学校課の項第2号から第5号まで並びに第15条第4号及び第6号において同じ。</u>)の教職員の給与(退職手当及び国庫負担金に関するものを除く。)に関する事。</p> <p>(7)～(22) 略</p> <p>教育環境課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市町村立学校の施設整備に係る補助事業に関する事。</p> <p>小中学校課</p> <p>(1) 市町村立学校の設置、廃止及び管理の指導に関する事。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 市町村立学校(特別支援学校を除く。)の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。</p> <p>(7) 市町村立学校(幼稚園及び特別支援学校を除く。)の教科用図書及び教材の取扱いに関する事。</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>特別支援教育課 略</p>

いじめ・不登校総合対策センター

- (1) 略
- (2) 教育相談及びいじめ・不登校についての相談に関すること。
- (3) いじめ・不登校についての生徒指導に関すること。
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 特別支援教育に関する研究調査、資料の整備及び提供に関すること。
- (7) 児童等の発達の特徴を把握するための検査に関すること。

高等学校課

- (1)～(11) 略
- (12) 近畿高等学校総合文化祭に関すること。

社会教育課～体育保健課 略

2 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のとおりである

- (1) 略
- (2) 教育（特別支援教育を除く。）に関する研究調査、資料の整備及び提供に関すること。

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

3 略

（教育局の分掌事務）

第15条 教育局においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(4) 略
- (5) 市町村立学校及び市町村立幼稚園の学校運営、教育課程、学習指導及び生徒指導に関すること。
- (6)～(13) 略

別表第1（第3条関係）

略	
6 教育センター	総務課、 <u>教育企画研修課</u>
7 高等学校課	<u>近畿高等学校総合文化祭室、高校教育企画室、英語教育推進室</u>

いじめ・不登校総合対策センター

- (1) 略
- (2) いじめ・不登校についての相談に関するこ
- と。
- (3) 略
- (4) 略

高等学校課

- (1)～(11) 略

社会教育課～体育保健課 略

2 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のとおりである。

- (1) 略
- (2) 教育に関する研究調査に関すること。

- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 児童等の発達の特徴を把握するための検査に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

3 略

（教育局の分掌事務）

第15条 教育局においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(4) 略
- (5) 市町村立学校の学校運営、教育課程、学習指導及び生徒指導に関すること。
- (6)～(13) 略

別表第1（第3条関係）

略	
6 教育センター	総務課、 <u>研修企画課、</u> <u>教育相談課</u>
7 高等学校課	<u>高校教育企画室、英語</u> <u>教育推進室</u>

略	
別表第2（第18条関係）	
附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県就学支援委員会	特別支援教育課
鳥取県特別支援学校技能検 定運営委員会	
鳥取県特別支援学校通学支 援検討委員会	
略	
鳥取県教職員研修等実施協 議会	教育センター
略	
略	
鳥取県立鳥取商業高等学校 地域の産業界と学校のネッ トワーク会議	高等学校課
鳥取県立鳥取工業高等学校 地域の産業界と学校のネッ トワーク会議	
略	
鳥取県立倉吉農業高等学校 地域の産業界と学校のネッ トワーク会議	高等学校課
鳥取県立倉吉総合産業高等 学校地域の産業界と学校の ネットワーク会議	
略	
鳥取県グローバル・リーダ ー育成事業運営指導委員会	高等学校課
鳥取県高校生英語弁論大会 審査会	
鳥取県高校生理数課題研究 等発表会審査会	
略	
略	体育保健課
鳥取県学校の安全教育推進 委員会	
略	

略		
別表第2（第18条関係）		
附属機関	庶務担当機関	
略		
鳥取県就学指導委員会	特別支援教育課	
略		
略		
鳥取県教職員研修等実施協 議会	教育センター	
鳥取県 I C T 活用教育推進 協議会		
略		
略		
鳥取県立鳥取商業高等学校 地域の産業界と学校のネッ トワーク会議	高等学校課	
略		
略		
鳥取県立倉吉農業高等学校 地域の産業界と学校のネッ トワーク会議	高等学校課	
略		
略		
鳥取県グローバル・リーダ ー育成事業運営指導委員会	高等学校課	
略		
略		
略	体育保健課	
鳥取県学校の防災教育推進 委員会		
略		

（教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） 1・2 略 3 技術職員をもって充てる職 建築技師・機械技師・電気技師・ <u>造園技師</u> ・教育相談員	別表（第3条関係） 1・2 略 3 技術職員をもって充てる職 建築技師・機械技師・電気技師・教育相談員

（鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（所掌事務） 第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。 （1） 略 （2） <u>教育（特別支援教育を除く。）に関する研究調査、資料の整備及び提供</u> に関すること。  （3） 略 （4） 略 （5） 略	（所掌事務） 第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。 （1） 略 （2） 教育に関する研究調査に関すること。  （3） <u>教育相談に関すること。</u> （4） <u>児童等の発達の特徴を把握するための検査に関すること。</u> （5） 略 （6） 略 （7） 略
（内部組織及び分掌事務） 第3条 教育センターに、 <u>総務課及び教育企画研修課</u> を置く。 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略 <u>教育企画研修課</u> （1） <u>学校教育</u> についての研修に関すること。 （2） <u>学校教育</u> についての研究調査に関すること。  （3）・（4） 略 （5） <u>学校教育</u> についての資料の整備及び提供に関すること。	（内部組織及び分掌事務） 第3条 教育センターに、 <u>総務課、研修企画課及び教育相談課</u> を置く。 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略 <u>研修企画課</u> （1） <u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育</u> についての研修に関すること。 （2） <u>幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育</u> についての研究調査に関すること（ <u>教育相談及び特別支援教育に関するものを除く。</u> ）。 （3）・（4） 略 （5） <u>幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育</u> についての資料の整備及び提供に関すること（ <u>教育相談及び特別支援教育に関するものを除く。</u> ）。 <u>教育相談課</u>

<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務に参画させるため、必要があると認めるときは、教育企画研修課に指導主査を置くことができる。</u></p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>所長、副所長、課長、<u>指導主査</u>、課長補佐、係長、主事、指導主事及び研修主事</p>	<p>(1) <u>幼児、児童及び生徒の学習、行動、障害等についての教育相談に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育相談及び特別支援教育についての研究調査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>幼児、児童及び生徒の発達の特徴を把握するための検査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教育相談及び特別支援教育についての資料の整備及び提供に関すること。</u></p> <p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>所長、副所長、課長、課長補佐、係長、主事、指導主事及び研修主事</p>
---	---

(鳥取県教育委員会会議規則の一部改正)

第4条 鳥取県教育委員会会議規則（昭和31年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 <u>議事録</u>（第32条）</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）</u>による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき教育委員会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める<u>ものとする。</u></p> <p>第7章 <u>議事録</u></p> <p>第32条 <u>議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>開会及び閉会の日時及び場所</u></p>	<p>鳥取県教育委員会会議規則目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 <u>会議録</u>（第32条—第36条）</p> <p>附則</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき教育委員会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める<u>ことを目的とする。</u></p> <p>第7章 <u>会議録</u></p> <p>(会議録)</p> <p>第32条 <u>会議の次第は、会議録に記載しなければならない。</u></p>

<p>(2) <u>出席委員及び欠席委員の氏名</u></p> <p>(3) <u>説明のため会議に出席した者の職及び氏名</u></p> <p>(4) <u>会議の次第</u></p> <p>(5) <u>会議に付した事件</u></p> <p>(6) <u>報告事項</u></p> <p>(7) <u>発言した者の氏名及びその要旨</u></p> <p>(8) <u>その他委員長又は会議において、必要と認め た事項</u></p> <p>2 <u>議事録には、出席委員のうちから委員長の指名す る委員2人が署名しなければならない。</u></p>	<p><u>第33条 会議録は、委員長が事務局の職員のうちから 教育長の推せんする者を指名して、これを作成させ る。</u></p> <p><u>第34条 会議録には、出席委員のうちから委員長の指 名する委員2人およびこれを調製した職員が署名し なければならない。</u></p> <p><u>第35条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなけれ ばならない。</u></p> <p>(1) <u>開会ならびに閉会の日時および場所</u></p> <p>(2) <u>出席委員および欠席委員の氏名</u></p> <p>(3) <u>説明のため会議に出席を求められた者の職氏 名</u></p> <p>(4) <u>報告事項</u></p> <p>(5) <u>議事の概要</u></p> <p>(6) <u>議題となった議案および動議を提出した者の 氏名</u></p> <p>(7) <u>発言した者の氏名およびその要旨</u></p> <p>(8) <u>議決事項</u></p> <p>(9) <u>その他委員長または会議において、必要と認 めた事項</u></p> <p><u>第36条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異 議があるときは、委員長はこれを会議にはかつて決 定する。</u></p>
---	---

(鳥取県教育委員会傍聴規則の一部改正)

第5条 鳥取県教育委員会傍聴規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に</p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に</p>



<p>関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第16条</u>の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条</u>の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
--	---

（教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正）

第6条 教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の教育長への委任及び教育長の臨時代理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第26条第1項</u>の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の教育長への委任及び教育長の臨時代理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正）

第7条 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（書類の提出方法）</p> <p>第28条 免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規則の規定による書類を授与権者に提出しようとする者は、第4条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に定める場合を除くほか、<u>学校その他の施設</u>に勤務する職員にあっては当該施設の長を経由して提出するものとし、その他の者にあっては授与権者に直接提出するものとする。</p>	<p>（書類の提出方法）</p> <p>第28条 免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規則の規定による書類を授与権者に提出しようとする者は、第4条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に定める場合を除くほか、<u>学校に勤務する職員にあっては当該学校の長を、免許法施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤務する職員にあっては当該施設の長を経由して提出するものとし、その他の者にあっては授与権者に直接提出するものとする。</u></p>

（鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正）

第8条 鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 学校 <u>免許法第2条第1項に規定する学校</u>を</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 学校 <u>学校教育法（昭和22年法律第36号）第</u></p>

<p>いう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(免許状更新講習を受ける必要のない教育の職)</p> <p>第5条 施行規則第61条の4第4号及び平成20年改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県内の学校において教育職員として勤務する者で当該学校を設置する学校法人の理事であるもの又は理事となる予定のもの</u></p> <p>(免許状更新講習を受講することができる教育の職)</p> <p>第9条 更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県内の学校において教育職員として勤務する者で当該学校を設置する学校法人の理事であるもの又は理事となる予定のもの</u></p> <p>(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)</p> <p>第11条 平成20年改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県内の学校において教育職員として勤務する者で当該学校を設置する学校法人の理事であるもの又は理事となる予定のもの</u></p>	<p><u>1条に定める学校(大学及び高等専門学校を除く。)</u>をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(免許状更新講習を受ける必要のない教育の職)</p> <p>第5条 施行規則第61条の4第4号及び平成20年改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者</u></p> <p>(免許状更新講習を受講することができる教育の職)</p> <p>第9条 更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者</u></p> <p>(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)</p> <p>第11条 平成20年改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者</u></p>
---	--

(鳥取県教育委員会公聴会規則の廃止)

第9条 鳥取県教育委員会公聴会規則(昭和24年鳥取県教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。